

審査チェックリスト

SCSA			SCSA評価根拠	根拠資料	重大な不適合 軽微な不適合 条件付合格 適合 N/A	資料の確認(エビデンス)		
大項目	中項目	番号	項目					
1. 種苗	人工種苗証明	1.1.1	下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にする。	1.1.1.2-1.1.1.3を満たす事	記録等の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
		1.1.1.1	人工種苗の証明の為に、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録する。	人工種苗に関して、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録している。	記録書面による確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
		1.1.1.2	種苗生産者が受精卵を購入した場合は、購入元・購入年月日を追記し、購入元に上記と同様の情報について照会を求め、記録する。	受精卵を購入した場合の納品書によって、購入元、購入年月日等が照会可能である。	納品書・購入記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
		1.1.1.3	人工種苗出荷時に当記録を生産履歴として提供が可能である。	1.1.1.1および1.1.1.2に関する資料を適切に保管し、提供可能な管理体制を構築する。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
	人工種苗証憑の保管	1.1.2	人工種苗であることの証明の為に、下記の方法でDNA鑑定が可能な状態で保存しておく。トレーサビリティに重大な疑義が生じた場合、対象事業者は親魚または人工種苗に関して親子鑑定を含むDNA鑑定を検査機関等に依頼しなければならない。	1.1.2.1-1.1.2.3を満たすこと。			N/A	養殖業者申請のため該当しない
		1.1.2.1	種苗生産に使用したすべての親魚の鱗等の組織小片の凍結保存(サンプル重量1g以上)を行う。組織小片の入手が困難な場合、当該種苗群より50個体以上の全魚体の凍結保存(サンプル重量1g以上)を行う。	親魚の鱗等の組織小片(サンプル重量1g以上)および当該魚群より50個体以上の全魚体の凍結保存を行っていること	サンプルが保存された明確な記録と現物の写真あるいは現地審査による存在の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
		1.1.2.2	保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。	1.1.2.1に関する識別情報を記録、各サンプルに明示し、混同が起こらないように保管している。	識別情報の記録と各サンプルの現物写真あるいは現地審査による存在の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
		1.1.2.3	組織小片または魚体は、最終産物として当該養殖魚が出荷されてから5年の保存を要する。認証機関からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。	1.1.2.1および1.1.2.2で示した各サンプルが5年保存されている事。要請に応じ、各サンプルおよび親魚に関する記録の情報が提出できる状態にある事。	記録書面による確認(これからの場合は念書)	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
		1.2 養殖業者	1.2.1	養殖業者は、人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管し、飼育中の魚群と紐づけて開示・提供が可能な状態にする。	飼育中の魚群を育成に関する記録を保管し、種苗生産者から提示された生産履歴と紐づけて開示・提供が可能である。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	適合	出荷元の名称・住所及び人工種苗の受入年月日は、種苗経歴証明書を手入・保管している。増減尾数は、エクセルのデータで毎月棚卸をして管理している。出荷年月日・数量・出荷先は、送り状で確認可能。
		1.2.2	養殖魚が認証を受けた人工種苗から育成されたものであることを証明するために必要に応じてDNA鑑定を実施する。外部から要請があった場合、養殖業者は導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。	DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築する。	記録書面による確認	適合	現在、送り状には出荷日の記載があり、これにより記録の遡及が可能であるが、認証後これに加え生簀の番号をロット番号として追記することで記録の遡及をより確実にしよう計画している。	
2対象人工種苗飼育管理	2.1 識別および分別	2.1.1	種苗生産者の管理	2.1.1.1~2.1.1.3の項目を満たすこと				
		2.1.1.1	生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
		2.1.1.2	他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。また、他の種苗生産者が生産した種苗と混ぜて出荷しない。	他の業者が生産した種苗と混ぜずに管理しそれを常時把握できる状態である	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
		2.1.1.3	出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する	データあるいは紙面での飼育管理記録、経歴証明書、出荷・販売伝票などの確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
		2.1.2	養殖業者の管理	2.1.2.1~2.1.2.3の項目を満たすこと			N/A	養殖業者申請のため該当しない。

	2.1.2.1	養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理し、その管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入していないことが証明できる	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	養殖尾数はエクセルにより、月次棚卸表で管理している。当組合は、申請対象のマダイはアーマリン近大からのみ人工種苗を入手するので、他の種苗が混入することはない。また、受入日のロット毎に生け簀別の記録を月次棚卸でまとめているので、他の種苗が混入しないことが確認可能である。
	2.1.2.2	出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。	出荷時にほかの種苗と明確に区別して管理していることを把握できる状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録、出荷・販売伝票の確認	適合	対象となるマダイはすべてアーマリン近大からの人工種苗であり、そこからの出荷のみを対象とし、他の種苗との混入リスクはない。
	2.1.2.3	出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	出荷・販売伝票、販売記録等で人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売先業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する。	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認	適合	出荷元の名称・住所及び人工種苗の受入年月日は、種苗経歴証明書を手入・保管している。増減尾数は、エクセルのデータで毎月棚卸をして管理している。出荷年月日・数量・出荷先は、送り状で確認可能。出荷時の送り状には人工種苗生産者名・人工種苗生産者認証番号の記載はないが、上記の通りアーマリン近大の納品日まで遡ることができるので確認可能。現在は、送り状の出荷日、今後は出荷日と生簀番号の記載により識別番号として出荷先に提供するのでこれにより人工種苗のロットまで遡れ、必要情報の提供が可能である。
	付記	同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが違ふ群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。ただし、管理記録等で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。	ほかのロットの混入を行う場合、同一種苗業者由来の種苗であることを記録していること。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	仕入れ先はアーマリン近大1社のみであるため、違ふ群を合併し新規のロットとして管理することは問題ない。現在、一回の引き取りロットを徐々に分養し、その段階で他のロットを混合することは行われていない。最終出荷時の選別後の戻し品の場合に複数のロットの魚が混合されることがあるが、別管理して新たな空の生け簀に入れて管理する。この際もとの生け簀との紐づけが記録され、事後のトレースを可能としている。
2.2トレーサビリティと数量管理	2.2.1	種苗生産者	2.2.1.1～2.2.1.5の項目を満たすこと			
	2.2.1.1	稚魚(卵からふ化した状態)入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。	稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などが時系列にそって記録されている	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.2.1.2	稚魚の飼育は生簀・水槽ごとに明確に区別して行い、ふ化から種苗出荷までの確実な履歴を保管し、生産履歴が追跡可能な状態にする。	孵化から種苗出荷までの生産履歴が追跡可能な帳簿を保管している。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.2.1.3	出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができ、分別管理がなされていた証明として生産履歴の確認が可能状態にする。	出荷尾数、あるいは出荷重量が明確にされ、分別管理がされた証明となる書類を提示できる	データまたは紙面などによる飼育管理記録と経歴証明書等出荷に関連する記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.2.1.4	計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	計数終了時から出荷までの間の死亡魚数や追加収容数などの増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録する。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.2.1.5	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類(記録修正手順書など)の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.2.1	養殖業者	2.2.2.1～2.2.2.3の項目を満たすこと			

	2.2.2.1	認証種苗から生産された養殖魚の生産履歴は認証種苗受領から出荷まで生簀・水槽ごとに明確に分けて時系列にそって正確に記録し、人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。	出荷から人工種苗受領までの正確な経歴などを遡って追跡できる記録を保管している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合 SCSA事務局への事前の確認に基づく	入荷したロットの生簀管理は月次在庫棚卸でエクセルに記入しており、生産履歴の追跡は可能である。ただし、日々の数量管理は行っておらず日報に記載された数量の情報を月次でまとめて入力する。また、へい死魚については実数の記録に加え、毎月一律3%を在庫数から死亡魚として差し引きしている。この方式は税務署との協議により定められた方式で正確な数量の記録にはならないが、例えば途中で分養を行う場合に計数により実数量に調整するなどして、実数把握に努めている。 今回の抜き取り確認の結果では次のような結果になっている： 2019年3月18日受入：販売尾数140,000+保証尾数60,000=200,000尾受入、1、2、3の木枠で飼養 2019年年5月31日現在在庫尾数：178,772尾（毎月3%を減じている） 2019年6月10日生け簀移動、木枠から12m生け簀(No12-1、2、3)へ 6月末在庫173,409尾 2019年11月25日生け簀2つ移動、2020年2月14日生け簀1つ移動、2月末在庫135,918尾 2020年3月9日～26日分養、3つの生け簀から16の生け簀へ、この段階で実数を計数し、160,000尾で再管理(上記から14,000尾増えた、すなわち一律に引くほど死んでいなかったことになる) 引き続き一律で在庫を減じる 2022年1月29日、生け簀No5-1から食縁あてに8入×20ケースを出荷 2022年1月31日、在庫は10の生け簀で、合計46,956尾、現在このロットから出荷中
	2.2.2.2	認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	種苗受領後(種苗生産者が示した尾数)または計数後から出荷終了までの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	適合 SCSA事務局への事前の確認に基づく	受入時販売尾数+保証尾数で入荷数を記録し、上記のとおり一律でみなし死亡数を差し引く方式をとり、途中分養の際実数を計数した場合、数量の調整を行う。この方式で当基準の「増減尾数を正確に記録している」と評価できるかどうかについて、あらかじめSCSA事務局に確認し、この方式で問題ない旨の回答をえているので適合と評価した。
	2.2.2.3	認証人工種苗受領後の飼育履歴、移動履歴を正しく記録し、種苗生産者が提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。	飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の最終出荷量が誤差の範囲内で一致している	過去の飼育管理記録と誤差数値の確認	適合	これまでの経験上、販売尾数+保証尾数の概ね70～80%の尾数が出荷実績として出荷されるのが通常と考えている。ただし、毎月一律3%のみなし死亡魚の差し引きを行うことでこれを足すと110%を超えることがあるが、今の管理方式ではその差異が出るのはやむを得ない考える。事例として 全量出荷済みの2018年3月19日受入尾数11万尾(保証尾数込)で総量計算をしたところ、出荷数46,606尾死亡魚81,399尾(みなし死魚を含む)で合計128,005尾(116%) になるが、今回の検査時の確認(2.2.2.1のコメント参照)により、1～2万尾のみなし死魚の誤差ができることが分かっており、これを考慮すれば総量で左記を基準を満たすと考える。尚、このロットの出荷数が通常よりかなり少ない(46,606尾)のは、病気が発生したロットであるためとの説明であった。
	2.2.2.4	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類(記録修正手順書など)の確認 (JASCERT注) 手順のみならず、記録の訂正の方法について、ルール通りに行っているかを実際の記録で確認すること。野帳であってもホワイト修正は禁止。	条件付き合格	現在、記録修正の手順が明確でなかったので改善指摘を行ったところ、手書き記録は二重線を引き修正者が分かるようにするとの回答があり、内部規程にそのように追記された。
2.3水産用医薬品の使用	2.3.1	種苗生産者	2.3.1.1～2.3.1.7の項目を満たすこと			
	2.3.1.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	最新の「水産用医薬品の使用について」を保持していること、水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤(オイゲノールを有効成分とする薬剤)以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	フェノキシエタノールを使用していないことを購入、使用記録で確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.3.1.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入記録・購入伝票の確認。(添付がある場合、品質検査成績書の確認)	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.3.1.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を写真または現地審査での確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.3.1.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生簀、使用量等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生簀、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。

	2.3.1.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。 (添付がある場合は品質検査成績書の確認)	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.3.1.6	使用期限の切れた医薬品は適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する 購入量、使用量、廃棄量が一致している。	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.3.1.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.3.2	養殖業者	2.3.2.1～2.3.2.7の項目を満たすこと			
	2.3.2.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を保持し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて水産用医薬品を使用している	最新の「水産用医薬品の使用について」を保持していること、水産用医薬品の使用記録の確認	適合	最新の「水産用医薬品の使用について」が入手されている(郵送で入手していると回答。リモート調査のため聞き取りのみ)。また水産用医薬品の使用記録が付けられていることを確認した。
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤(オイゲノールを有効成分とする薬剤)以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を保持し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて水産用医薬品を使用している	フェノキシエタノールを使用していないことを購入、使用記録で確認	適合	麻酔剤を購入、使用していないことを購入記録、使用記録から確認し、今年も使用予定なしを口頭確認した。
	2.3.2.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入伝票、添付文書、品質検査成績書などの確認	適合	内部規程で記録は5年保管と明記されている。認証を継続するにあたり、5年の保管が見込まれる。
	2.3.2.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を現地審査での確認	適合	水産用医薬品の保管は、事務所内(室内の倉庫)で適切に保管している。購入品は全て使い切るので廃棄は発生しない。
	2.3.2.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生簀、使用量、使用期間終了日等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生簀、使用量、使用期間終了日を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	適合	水産用医薬品の使用記録を確認した。現在、ダイムン散とエリスロマイシンのみ購入、使用をしている。
	2.3.2.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。 (添付がある場合は品質検査成績書の確認)	N/A	現在、ワクチンの使用実績なし。
	2.3.2.6	使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する 購入量、使用量、廃棄量が一致している。	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	適合	上記で記載した通り医薬品は使い切ることにし、廃棄は発生していない。
	2.3.2.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	適合	予防的な使用は行わず、病気の兆候が見られる場合は、検体を水産試験場に送り水産試験場と相談しながら、試験場の推奨に基づき投薬をしている。
2.4逃亡管理	2.4.1	種苗生産者				
	2.4.1.1	飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされている	写真及び現地審査での逃亡防止策の確認	N/A	養殖業者のため該当せず。
	2.4.2	養殖業者				
	2.4.2.1	飼育魚の逃亡や網外から天然魚の進入などを防止するための適切な対策を講じ、同ロットで管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする。不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされており、不明魚率が20%以上を超えていない。	写真および現地審査での逃亡防止策の確認 過去の飼育管理記録等による不明魚率の確認	適合	物理的構造として、生け簀上面に網を貼り、逃亡を防止する。 侵入防止は網を張る前に網の確認を行うことで対応する。 不明魚が20%にはなっていないが上記の通り死亡魚の管理をみなしで行っており、毎月一律3%を死亡魚として計上している。これを不明魚率でカウントするとこの基準を満たさなくなる可能性があるがこの方式で管理を継続する。前述の抜き取りチェックでは116%であった(2.2.2.3参照)。

	2.5魚類福祉	2.5.1	飼育魚は魚種ごとに適切な条件下で飼育する。	飼育状況を記録し、魚を健全な状態に保ち飼育している。	魚が健全な状態にあることを示すもの(魚病発生頻度に関する書類など)	適合	マダイは、堅田漁協が作成した漁場改善計画にもとづき実施されている。1㎡あたり10kg以下の基準を備えこれを超えないよう在庫管理記録で把握している。
		2.5.2	飼育に関わる全ての作業者は飼育魚の健康と福祉の維持における役割や責任を認識し、飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的に行い、飼育に反映させる。	魚類福祉に関する勉強会の開催、積極的な情報収集を実施している。	勉強会開催等の記録の確認	適合	魚類福祉に関する特別な勉強会はこれまで行ってないが今後は実施する旨回答があった。現在は、業者とのやりとりを関係者に都度説明する形にしている。
3. 環境配慮	種苗生産者	3.1.1	種苗生産施設および養殖施設の設置場所は法的に認められ、魚類飼育に適切と考えられる場所である	施設の設置場所が法的に認められていること(建築基準法・自然公園法など) 施設の概要と周辺を含めた位置図	施設の概要と周辺を含めた位置図 新設の場合建築基準法・自然公園法等の法令に違反していないことを示す書類保有と現地審査による存在の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	養殖業者(中間的育成を行う養成業者も含む)			区画漁業権免許を取得し、養殖業を実施している 漁場周辺の工場や河川を示す図 漁場の配置図、生簀の構造図	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	適合	区画漁業免許状のコピーが提出された。期間は2018年9月1日から2023年8月31日までの5年間。
	3.2周辺環境への影響の記録	3.2.1	種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意し、国内法(日本国:持続可能な養殖生産確保法)・告示あるいは国際法規に基づき環境保全対策が計画・実施されている。	3.2.1.1および3.2.1.2の項目を満たすこと	3.2.1.1及び3.2.1.2の項目を満たす記録の確認	適合	3.2.1.2の通り自社の水温・DOの検査並びに県水産試験場のデータにより環境保全状況を確認している。AVSが0.2を超えていることについて、底質環境の改善方法としては、ごみをとり定期的に熊手の大きいもので海底をかき混ぜることをしていると説明あり。また自社独自に底質改善のための情報収集をネットで行っており、良い資材があれば使用したいと考えていると説明あり。
	種苗生産者	3.2.1.1	種苗生産施設では、排水の水質検査を定期的(年4回以上)に行い、水温、DO、窒素、リン、有機物(COD)などを測定し記録する。	年に4回以上陸上施設からの排水の水温、DO、窒素、リン、有機物(COD)などの測定し記録している	記録資料の保有と現地審査による記録の存在の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
				測定に用いた器具、測定方法が記録されていること		N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	養殖業者(中間的育成を行う養成業者も含む)	3.2.1.2	養殖施設においては飼育尾数、給餌量および漁場環境(水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトンの発生)など定期的なモニタリングと記録を行う(漁協や都道府県で調査されている場合はそのデータ)*水質検査などは測定方法や用いた機材についても記録すること	飼育尾数、給餌量の記録 自社あるいは行政・漁協による水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮・有毒プランクトン情報などの測定値と記録 漁場改善計画が設定されている場合はその関連書類	記録資料の保有と現地審査による記録の存在の確認	適合	堅田漁協自ら水温・DOの検査を毎日行い、記録をつけている。この他県水産試験場が行う水質、底質調査のデータを定期的に入手している。この県水産試験場から入手した情報には、生息生物のモニタリング情報が含まれていなかったため、県にその情報もないかどうか確認することを推奨した。
				測定に用いた器具、測定方法が記録されていること		適合	DOメーターの現物の写真を確認した。測定位置は漁場改善計画に明記されている。
			3.2.2	水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は2.飼育管理 2.3項(水産用医薬品の使用)の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。また使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。	魚網防汚剤は全魚連等に認められた防汚剤を使用する。医薬品の使用は法令に基づき使用する。	使用した防汚剤の製品のパンフレット等漁連等が認めている製品であることを証明する資料、医薬品の使用記録を確認	条件付き合格
		3.2.3	養殖用資材・死亡魚等は法令・告示・ガイドラインに則り適切に処理し、管理票を保管する。	資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)や環境省:漁業系廃棄物の処理についてのガイドラインに則り適切に処理されている。	死魚の処理方法などの確認、廃棄物処理業者との取引伝票や産業廃棄物管理票(マニフェスト)などの保有と現地審査による存在の確認	条件付き合格	死亡魚は「岸化学」が引き取りに来て無償で処理してもらう。これについての記録がなく、今後日報に記載するよう改善指摘をした。岸化学との契約書などの文書取り交わしまでは今回求めなかった。資材の廃棄について、発砲スチロール類は産廃業者と契約し、処分しているが、紙類・プラスチック類・漁具などについては、自社の焼却施設で焼却処分し、焼却灰を産廃処理している。この焼却施設の使用にあたり担当者が講習を受けている。焼却施設は焼却時の煙が出ないなどの本格的なものであった(リモート画面上で確認)。
3.3環境影響低減への対策		3.3.1	種苗生産および養殖はその関連施設を含め周囲の環境に十分配慮し、野生動物の生息に及ぼす影響を最小限にする手段を講じる。	日本国:鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)、文化財保護法、生物多様性基本法、自然公園法、自然環境保全法、国際条約:生物の多様性に関する法律(生物多様性条約)、絶滅の恐れのある野生動物の国際取引に関する法律(ワシントン条約)、二国間渡り鳥条約・協定等の法令、条約に違反していないこと	法令違反による罰則歴がないこと 罰則歴がある場合は是正するための必要な処置をとり監督機関により確認されていることを示す資料の保有と現地審査による存在の確認 野生動物の分布に関する定期的な情報の収集、生息域や生息動物への配慮がなされていること。(JASCERT注) 既存の審査例を参照して規程に盛り込まれているか、レッドリストの把握をしているかなどを聞き取りすること。	適合	聞き取り結果、法令違反による罰則歴はない。野生動物の分布に関するレッドリストの情報収集について口頭質問したところ特に該当するものはなく懸念点はないとの回答であった。網をはる業者から、生息生物の様子を聞くことがあるが、記録に残されていないのでそのような外部情報も記録に残すことを推奨した。県水産試験場から入手した情報には、水質のみで生息生物のモニタリング情報が含まれていなかったため、県にその情報もないかどうか確認することを推奨した。
		3.3.2	種苗生産施設および養殖施設から逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小にするための対策を講じる。	逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小限にするよう対策を講じている	逃亡対策を示す書類と画像の保有と現地審査による存在の確認	適合	逃亡対策については前述のとおり、逃亡についてこのところ発生の特徴がないこと、今年は台風などの災害級の事例がなかったことを聞き取りで確認。

4. 飼・餌料	4.1飼・餌料の原料	4.1.1	飼・餌料は国内の法令(日本国:資料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)および告示・ガイドラインを遵守して、生産・流通したものをを用いる。	国内の法令及びガイドラインを遵守している。	下記項目にある資料の保管と現地審査による現場確認	適合	飼料品質証明書を手を保管し、法的根拠としている。
	4.2飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	4.2.1	飼料および飼料添加物は、購入記録・産地証明書・品質証明書などを保管する。	購入業者より納品書・産地証明書・飼料安全法で求められる内容を記した品質保証書などを入手している。	購入記録、飼料品質証明書等の資料を確認	適合	飼料の購入記録は、毎月飼料会社から実績の報告を受けている。飼料品質証明書もすべての飼料について入手済。
		4.2.2	生餌は、魚種・漁獲時期・漁場および保管場所が明らかであり、それを証明する書類を保管する。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	購入記録、漁獲産地が確認可能な資料の確認	N/A	生餌は使用しない。
		4.2.3	生物餌料は自家培養を用いた飼料・飼料添加物および市販の生体、冷蔵、冷凍、乾燥品の生産地から納品までの過程において適正に管理したことを示す証明を納入業者から得るものとする。	生物餌料購入業者より、購入明細等、産地等が確認できる書類を入手している。	購入記録、産地が確認できる資料等の確認	N/A	生物飼料は使用しない。
	4.3飼・餌料の使用および管理	4.3.1	飼料、飼料添加物、生餌および市販の生物餌料の保管場所には衛生動物による被害の対策が施されており、給与まで適切に保管管理されている。	飼料その他添加物等の保管場所は衛生動物による被害の対策が施され給与まで適切に管理可能である。	図や画像を含めた保管方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	適合	飼料の保管場所をリモートでライブ訪問し、清潔な状態で飼料の保管がされていることを確認した。粘着テープによる捕獲、パレット上での保管、清掃の徹底を行っている。なお現在テント倉庫を使用し仮保管しているがコロナの終息後飼料倉庫を新たに建築する計画がある。
		4.3.2	生物餌料の自家培養にあたっては、それに施す栄養素および添加物についても本項各条項に則り、適切に管理を行う。また野外にてその栄養等を自家培養する場合においては周囲からの汚染物についても留意する。	周囲からの環境汚染防止	図や画像を含めた培養方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	N/A	生物飼料を自家培養しない。
		4.3.3	生簀ごとに使用した飼・餌料や飼料添加物、薬品等の製品名や使用料を記録するとともに、常に提示できる状態にする。	生簀ごとの飼・餌料、飼料添加物、薬品などの使用量をki記録している。	飼育野帳あるいは飼育履歴書の保管と現地審査による現場確認	適合	飼料の使用記録が毎日生簀ごとに作成され、適切に記録されている。
4.4飼・餌料の効率化および最適化	4.4.1	飼・餌料効率の改善に取り組んでおり、目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。	現状の効率を把握し、改善目標の設定や改善に向けた取組を実施している。	飼料効率改善に向けた取組に関する資料の確認	適合	聞き取りで給餌性能の改善のための給餌機のAI管理の実験など積極的な改善の取組あり。適正給餌については、餌会社と毎年見直しを行い、試験的な餌の使用などを行っている。	
5. 食品安全	5.1施設と水環境	5.1.1	種苗生産・養殖において、人体に悪影響を及ぼす水環境で養殖をしてはならない。	人体に悪影響を及ぼす水質でないことを自社又は地方自治体等が実施する検査で確認している。	周辺海域の水質調査に関する結果の確認(地方自治体のHPなどで記録を確認できる状態でも問題ない)	適合	水産試験場からの定期的な情報に加え自社でDOの検査を行っている。
		5.1.2	種苗生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による養殖水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。	浄化槽の設置や廃棄物の適切な処理により養殖水の汚染源の管理がされている	産業廃棄物管理票(マニフェスト)、浄化槽保守点検記録票を確認	適合	産廃処理対象品は契約している産廃業者に処分を委託しマニフェストを保管している。
		5.1.3	種苗生産施設、養殖施設や作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。	衛生動物による施設や作業場所の汚染を最小限にする対策を講じている	衛生動物対策の実施状況を写真あるいは現地審査で確認	適合	飼料保管場所では粘着式のトラップを設置して対策としている。倉庫内は掃除が行き届いており飼料は木製パレットの上に保管するようにしている。
		5.1.4	従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的実施し、記録する。	従業員に施設・製品の衛生管理に関する教育訓練を定期的実施している	従業員への教育訓練の記録の確認	条件付き合格	特別な従業員訓練記録はこれまでつけていないが、今後実施した際に記録を付けるよう改善指摘をし、終了会議で同意された。
	5.2製品の取り扱い	5.2.1	出荷対象魚の水揚げ、輸送などに関して、物理的損傷又は魚体に対するストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。	製品の損傷を最小限にするための最適な管理と手法が行われている	製品の損傷度の写真あるいは現地審査で確認	適合	出荷形態には活きメ、活魚の2つの方法がある。活魚車は、作業場所に横付けされ、流れ作業でコンテナに入れたマダイをコンテナごと活魚車に設置する作業をリモートでライブ確認をした。スムーズな流れでストレスが最小限になるよう考慮されている。
		5.2.2	出荷対象魚の劣化、汚染を最小限にするための措置が講じられている。	製品の劣化、汚染を最小限にする措置を講じている	現地あるいは写真での衛生管理状況の確認	適合	リモートでライブ訪問し、活魚車の積込作業と活きメの作業を確認した。施設・作業共に洗練されておりまた作業は屋根付きの屋外でなされ衛生管理上の問題はみられない。
		5.2.3	養殖場は出荷対象魚について、使用した飼料及び飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などで原料産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。また、医薬品を使用した魚を水揚げする場合、休業期間が終了していることを確認し、記録する。	各書類による資料安全法の基準に合致しているか、投薬を実施した魚の休業期間の確認。	飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、給餌明細(給餌記録)、休業期間の確認	適合	飼料は飼料表示票により、適法のものであることを確認。飼料品質証明書も入手されている。水産用医薬品の記録は抜き取りで確認した。医薬品の休業期間について、使用する時期が受入時当年の魚に限られ休業期間中の出荷はなく、問題ない。

6.安全衛生・労務管理	6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	6.1.1	安全衛生に関し、安全衛生責任者を任命し労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。	安全衛生責任者を任命し、安全衛生に配慮した環境、器具を提供している	安全衛生責任者を任命しているか、器具の提供がなされているか書面または現地審査での確認(JASCERT注)現地審査においては特にライフジャケットの着用、有機洋裁の使用時の完全管理について評価すること。	適合	安全衛生責任者は、森本好春氏。ライフジャケットを提供し、着衣を徹底する。	
		6.1.2	作業に従事する者は、安全衛生に関して研修を受け記録する。	安全衛生に関する研修を実施し、研修の記録を保持している	研修記録等の確認	条件付き合格	森本氏は養殖部の担当役員で総責任者であり安全衛生に関する指示を適宜行っているが、これまで研修という形では特に行っていないので今後実施した際は記録に残すよう改善指摘した。終了会議で同意された。	
		6.1.3	健康・安全上に関わる環境・事象は記録され、必要に応じ是正措置を講じる。	健康・安全上に関わる環境・事象が発見された場合それらを記録し、必要に応じて是正措置を講じている。	健康、安全上に関わる記録の確認	条件付き合格	次の項に記載する労働災害があり再発について全従業員に口頭指示したと説明があった。ただしこれまではその指示を特に記録には残されていない。今後は、上記研修記録にて記録されると判断される。	
		6.1.4	労働災害について記録し、是正措置を講じる。	労働災害が起こった際に発生状況などを記録し、対処を講じている	労働災害報告書など労働災害に関する書類の確認	適合	労働災害報告書があり、作業時の骨折について当局に届出されていることを確認した。	
	6.2国内法・ILO条約の遵守	6.2	国内法(労働基準法、労働安全衛生法)及びILO条約(中核的労働基準)を遵守している。	全ての労働関連法律・施行令・規則及びILO条約(中核的労働基準)を遵守していること	6.2.1.1～6.2.3.2に違反がないことを証明する書類の確認	適合	以下の項に記載の通り特に違反なし。	
	6.2.1児童労働の禁止	6.2.1.1	児童労働を禁止する。ただし家族労働における手伝いの範疇は含まない。	義務教育(一般的には15歳)を終了していない者の雇用を禁止する。	被雇用者の生年月日をヒアリング又は履歴書や従業員一覧表などの書類で確認	適合	養殖部の従業員リストを確認し、生年月日から全員18歳以上であることを確認した。	
	6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	6.2.2.1	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、便益の一部を差し引くことを禁止する。	雇用者が雇用終了時に被雇用者の給料等の一部を差し引くことは禁止する	雇用者が給与を差し引いていないことを証明する書類を確認	適合	抜き取りで1名分の雇用契約書と1年分の給与台帳を確認し、適切に給与の支払いをしていることを確認した。	
		6.2.2.2	雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明するパスポート、免許証の原本を引き渡すよう要求してはならない。	被雇用者の身分を証明するものの原本(パスポート、免許証)を雇用者が引き取り管理してはならない	免許証・パスポートの原本を被雇用者が保持していないか引き渡す要求をされていないか現地審査で確認	適合	このような事例はないことを口頭で確認した。	
	6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	6.2.3.1	いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などについて差別的行為、差別的待遇を禁止する。	いかなる場合も差別的行為、差別的待遇を禁止する。	差別、差別的行為の実態について現地審査、聞き取り調査の実施	適合	このような事例はないことを口頭で確認した。	
		6.2.3.2	ハラスメント行為に対する対応システムを構築する。	ハラスメント行為対応システムが構築され、ハラスメント行為に対応できること	対応システムが構築されているかをヒアリングまたは書面で確認	適合	ハラスメント対応のシステムが構築され専用のメールアドレスで管理し対応者も決めている。またこれについてのパンフレットも作成している。	
	7社会経済的側面	7.1法令順守	7.1.1	漁業法、水産資源保護法、持続的養殖生産確保法、内水面漁業の振興に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、食品衛生法、食品安全基本法、労働基準法、労働安全衛生法など他種苗生産、養殖生産に関連する法律及び種苗生産施設・養殖施設の所在する地方自治体の条例等を遵守する。	要求事項にある法令、その他関連する法令及び各地方自治体の条例を遵守している。	法令違反や条例に違反していないことを示す書類の確認(JASCERT注)特に船舶、重機の法定点検記録の確認を忘れぬこと	適合	違反の事実なし
			7.2.1	申請者は本認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築する。具体的には認証制度管理責任者を任命し、以下の内容を実施する。 a) 認証制度の管理[外注管理(管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。)]を含む。以下同じ。] 又は把握に関する計画の立案及び推進 b) 認証制度の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進 c) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括 d) 従業員に対する教育訓練 e) 地域住民、利害関係者等との対話の推進 f) 認証制度管理において生じた異常等に関する処置又は指導	基準に適合する認証制度管理システムを構築し、文書化または電子データで管理され閲覧可能な状態にする。	認証制度管理システムが構築されていることを書面又は電子データで確認(JASCERT注)特に地域住民との対話については、具体性・実現性について聞き取りすること。SCSAでは、漁協が対応するのであればそれでき、漁協にまかせ、漁協からのリアクションがあればそれを記録することとよいとのコメントであった。	適合	認証制度管理責任者は森本好春氏で、養殖部の担当役員でありこれらの采配を振るえる適切なポジションにある。基準の内e)の地域住民、利害関係者との対話の推進については町役場を通じて行う他独自に苦情処理マニュアルを作成しており個々のクレームについてはこのマニュアルに基づき個別対応する。マニュアルは具体的であり有効と考える。

7.3内部規程	7.3.1	<p>次の事項について、マネジメントのための内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、b)については、種苗生産者、養殖業者又は加工・流通業者、c)については、種苗生産者、d)及びe)については、種苗生産者又は養殖業者に限る。</p> <p>a) 生産履歴の管理及び追跡に関する事項 b) 受け入れた人工種苗、養殖魚又は加工品の格付の表示の確認に関する事項 c) 人工種苗の証拠の保管に関する事項 d) 飼料等の管理に関する事項 e) 養殖中(人工種苗又は養殖魚の受入れから人工種苗又は養殖魚の出荷までの期間をいう。以下同じ。)の人工種苗又は養殖魚の逃亡及び侵入管理に関する事項 f) 人工種苗、養殖魚又は加工品の区分管理に関する事項 g) 苦情処理に関する事項 h) 内部監査に関する事項 i) マネジメントレビューに関する事項 j) 改善に関する事項 k) 認証制度の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項 l) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関(登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。)への通知に関する事項 m) 認証制度の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	基準に適合するマネジメントのための内部規程を構築し、文書化又は電子データで管理され、従業員が常時閲覧可能な状態にする。	内部規程が構築されていることを書面又は電子データで確認	適合	提出された内部規程は、左記の項目を網羅している。 a) 担当者がそれぞれ帳票に記載し、日報にまとめる。 b) アーマリン近大からの証明書で確認する。 c) 該当なし d) 衛生管理などの注意点が記載されている。 e) 天井網の設置などポイントが記載されている。 f) アーマリン近大からのみ購入するので特に混入の恐れなし。 g) 詳細の手順が記載されている。 h) 担当者を明確にしました詳細手順が記載されている。年1回以上行い定期監査は5月初旬に行う。 i) 年1回5月に実施することが記載されている。 j) 内容について簡潔に記載されている。 k) 管理記録は生産終了から5年保管で規程されている。 l) 毎年3月頃計画の立案を行い認証機関へ審査時通知する。 m) 必要項目が箇条書きで網羅されている。
	7.3.2	内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。	作成した内部規程に基づき業務を実施している。	内部規程の内容を確認	適合	聞き取り範囲において規定に基づく業務が実施されることを確認した。
	7.3.3	内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知しなければならない。	内部規程を定期的に見直し、必要に応じ修正、従業員への周知を行っている。	内部規程の周知についてヒアリングなどで現地確認	適合	内部規程に定期的見直しの記述あり。今回は初回認証のため今後実施される事項。
7.4認証制度の管理又は把握を担当する者の能力及び人数	7.4.1	<p>認証制度管理担当者及び認証制度管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。</p> <p>a) 認証制度管理担当者 認証制度管理担当者として、人工種苗、養殖魚又は加工品の認証制度管理に関する知識を有する者が一人以上置かれていなければならない。 b) 認証制度管理責任者 認証制度管理責任者として、認証制度管理担当者の中から一人選任されていなければならない。</p>	認証制度管理担当者が任命されている。また管理担当者が複数の場合はその中から認証制度管理責任者が一人選任されている。	認証制度管理担当者、認証制度管理責任者の存在を組織図や現地審査の聞き取りで確認	適合	認証制度管理責任者:森本好春 森本氏は養殖部の責任者であり入社後10年以上の養殖経験あり。責任者として適切と判断する。
7.5認証モニタリング	7.5.1	認証モニタリングを行う部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。	認証モニタリング担当者が一人以上選出されており、認証モニタリングを行う部門は他部門から独立、モニタリングに関する権限を有している。モニタリング担当者が複数名選出されている場合は、責任者として1名選任されている。	モニタリングを行う部門を組織図や現地審査の聞き取りで確認	適合	認証モニタリングの担当は総務部門から2名任命されており、養殖部から独立した部門である。
	7.5.2	<p>次の事項について、認証モニタリングに関する規程(以下“認証モニタリング規程”という。)を具体的かつ体系的に整備しなければならない。</p> <p>a) 認証管理についての検査に関する事項 b) 認証モニタリングの表示に関する事項 c) 認証モニタリング後の荷口の出荷又は処分に関する事項 d) 出荷後にSCSA認証に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e) 苦情処理に関する事項 f) 内部監査に関する事項 g) マネジメントレビューに関する事項 h) 改善に関する事項 i) 認証モニタリングに係る記録の作成及び保存に関する事項 j) 認証モニタリングの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	基準に適合するモニタリング規程を構築し、文書化又は電子データで管理している。	認証モニタリング規程が構築されているか文書や電子データで確認	適合	格付規程(認証モニタリング規程)が整備されている。 a) 簡潔に手順が記載されている。 b) 簡潔に記載されている。 c) 簡潔に記載されている。 d) 不適合が発生した場合の手順が詳しく記載されまたフローチャートが作成されている。 e)~h) 内部規程に記載されており、これに準じる i) 格付記録の様式が準備されている。関連帳票は9年保管する。 j) 簡潔に記載されている。
	7.5.3	認証モニタリング規程に基づいて認証モニタリング及び認証モニタリングの表示に関する業務を適切に行い、その結果、認証モニタリングの表示が適切に付されることが確実に認められなければならない。	認証モニタリング規程に基づき、モニタリングを実施する。	モニタリング手順、実施記録を文書や電子データで確認	適合	認証審査のためまだ業務は発生していないが聞き取りの範囲において認証後適切に表示されると判断する。

		7.5.4	人工種苗、養殖魚又は加工品の出荷後、出荷された荷口に係る生産履歴の情報が追跡可能な状態ではなくなった場合は、当該荷口を受け渡した種苗生産者、養殖業者又は加工・流通業者その他の取扱業者へその事実を伝達し、当該荷口の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にしなければならない。	生産履歴に関する情報が追跡可能な状態ではなくなった場合、出荷先などにその事実を通知し、表示が除去又は抹消されるための手順を構築する。	生産履歴に関する情報が追跡不可となった製品の格付表示が除去される手順の確認	適合	規程に明記されている。(d項に記載あり)
--	--	-------	---	--	---------------------------------------	----	----------------------